

一般職の職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 107 号

一般職の職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費支給規則（昭和 28 年岩手県規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(路程の計算)</p> <p>第 4 条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 陸路 <u>県内にあつては、別に定める路程図に掲げる路程、県外にあつては日本郵政公社の調に係る郵便線路図に掲げる路程</u></p> <p>2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、<u>同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明その他当該路程の計算について信頼するに足るものにより、路程を計算することができる。</u></p> <p>3 第 1 項第 3 号の規定により、<u>郵便線路図によって陸路の路程を計算する場合には、郵便線路図に掲げる各市町村（都については、各特別区）内における郵便局で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所</u>に最も近いものを起点とする。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(路程の計算)</p> <p>第 4 条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 陸路 <u>次の区分に従い、それぞれ次に掲げる路程</u></p> <p>ア 県内 <u>別に定める路程図に掲げる路程</u></p> <p>イ 県外 <u>地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程</u></p> <p>2 前項第 1 号、第 2 号又は第 3 号アの規定により路程を計算しがたい場合には、<u>これらの規定にかかわらず、同項第 3 号イの規定に準じて計算することができる。</u></p> <p>3 第 1 項第 3 号イの規定により陸路の路程を計算する場合には、<u>その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所</u>に最も近いものを起点とする。</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。